

令和7年

長岡市教育委員会
8月定例会

議 案

議案第 36 号

令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び
評価報告書について

令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告
書を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

議案第 37 号

長岡市教育委員会表彰被表彰者の決定について

令和 7 年度長岡市教育委員会表彰の被表彰者を別紙のとおりとする。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

No.	該当条項（第2条）		功績内容	功績にかかる 在職年数	候補者名	内申者	備考	適	否
1	第3号	学校教育の向上	P T A ・ 後援会の役員	16年	ヤマザキ 山崎 コウイチ 晃一	新町小学校	会 長 在職15年以上続けその功績 が顕著な者		
2	第5号	芸術及び文化の向上	芸術文化団体の役員	15年4月	タカツ 高津 マサル 勝	寺泊支所地域振興・市 民生活課	在職15年以上続けその功績 が顕著な者		
3	第6号	体育の向上	スポーツ推進委員	16年	ホシノ 星野 トシユキ 敏行	スポーツ振興課	在職10年以上25年未満で辞 職した者 (市表彰=25年以上)		
4			スポーツ協会及び 加盟競技団体の役員	21年3月	イチムラ 市村 テルオ 輝男	スポーツ振興課	在職15年以上続けその功績 が顕著な者		
5			スポーツ協会及び 加盟競技団体の役員	18年2月	タカダ 高田 ユウジ 裕司	スポーツ振興課	在職15年以上続けその功績 が顕著な者		
6			スポーツ協会及び 加盟競技団体の役員	20年	故 コバヤシ ヒトシ 小林 均	スポーツ振興課	在職15年以上続けその功績 が顕著な者		
7	第7号	保健衛生 及び体位の 向上	幼稚園医、保育園医、学校医、 柿が丘学園医及び双葉寮医（歯 科医・薬剤師含む）	23年	ショウジ 庄司 サトシ 智	学務課	在職15年以上25年未満で辞 職した者 (市表彰=25年以上)		
8			幼稚園医、保育園医、学校医、 柿が丘学園医及び双葉寮医（歯 科医・薬剤師含む）	19年	ナヤ 納谷 ヒロシ 裕	学務課	在職15年以上25年未満で辞 職した者 (市表彰=25年以上)		
9			母子保健推進員	19年	ヨシダ 吉田 ヒデコ 秀子	こども家庭センター	在職15年以上25年未満で辞 職した者 (市表彰=25年以上)		
10	第11号	前各号に定めるもの の外、表彰に値 する功績又は行為 のあった者	コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的 推進 (文部科学大臣表彰受賞)		ナガオカシリツナカノシマチュウオウ 長岡市立中之島中央 ショウガクコウ カッコウウンエイキョ 小学校 学校運営協 ウギカイ 議会	学校教育課	その都度内容を検討		

議案第 38 号

附属機関委員の委嘱について

教育委員会の附属機関委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

○長岡市子ども・子育て会議委員

(委嘱期間：令和7年9月1日から令和8年6月30日まで)

選出区分	氏名	所属団体等	区分
就職支援	<small>たかはし</small> 高 橋 <small>さとし</small> 聡	長岡公共職業安定所	新任

議案第 39 号

条例改正の申出について

長岡市保育園条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市立十日町	長岡市十日町1778番
		保育園	地
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市保育園条例の一部改正について

1 改正理由

令和7年度末をもって長岡市立十日町保育園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の別表「長岡市立十日町保育園」の項を削る。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 40 号

条例廃止の申出について

長岡市立幼稚園条例の廃止を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立幼稚園条例を廃止する条例

長岡市立幼稚園条例（平成17年長岡市条例第234号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正）

- 2 長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後		改正前	
（管轄）		（管轄）	
第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。		第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。	
共同調理場の区分	管轄する学校	共同調理場の区分	管轄する学校
（略）		（略）	
長岡市与板学校給食共同調理場	長岡市立与板小学校 長岡市立与板中学校	長岡市与板学校給食共同調理場	長岡市立与板幼稚園 長岡市立与板小学校 長岡市立与板中学校
（略）		（略）	

長岡市立幼稚園条例の廃止について

1 廃止理由

令和7年度末をもって長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、当該条例を廃止するとともに、長岡市学校給食共同調理場条例の一部について、所要の改正を行うもの

2 改廃内容

長岡市立幼稚園条例（平成17年長岡市条例第234号）を廃止し、長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の第4条表中の「長岡市立与板幼稚園」を削る。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 41 号

条例制定の申出について

長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第18条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第19条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第20条―第23条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第24条―第25条）

第3章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の遵守）

第3条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を遵守するとともに、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 市長は、最低基準を欠いた乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を遵守するように勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた乳児等通園支援事業者が、当該勧告に従わない場合は、当該事業者名を公表することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第4条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の

保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所の構造設備について、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分に配慮しなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者は、長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその役員、従業員等とする者又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者であってはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第5条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第8条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第12条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針に関する事項
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容に関する事項
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容に関する事項
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日に関する事項
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額に関する事項
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法に関する事項
- (9) 非常災害対策に関する事項
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に定める事項のほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第16条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第19条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）

を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第20条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、次のアからクまでの全ての要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第21条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以

上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第22条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第24条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号の条例の規定に定めるところによる。

(1) 保育所 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）（保育所に係る部分に限る。）

(2) 認定こども園 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号）

(3) 家庭的保育事業等を行う事業所 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第39号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

1 制定理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、「乳児等通園支援事業」が創設されたことから、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、当該事業の設備及び運営の基準について定めるもの

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

保育所等に入園していない満 3 歳未満の子どもに対する適切な遊びの場の提供や当該保護者に対する面談等の援助等を行う事業

- ・ 保護者の就労要件なし
- ・ 月一定時間までの利用枠を設定
- ・ 時間単位の柔軟な利用が可能

※本市においては令和 8 年 4 月 1 日事業開始予定

3 主な制定事項

- ・ 乳児等通園支援事業の区分
- ・ 従事者の資格要件及び配置人数
- ・ 保育室等の面積基準 等

4 施行期日

公布の日

議案第 42 号

補正予算の要求について

令和 7 年 9 月補正予算を別紙のとおり要求する。

令和 7 年 8 月 19 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

令和7年9月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課名	歳入補正額	歳出補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説明
教育総務課	250	250	【歳入】 (寄附金・寄附金・教育費寄附金) ・教育総務費寄附金 ・学校図書館図書充実のための寄附金	250	・寄附の申出があったもの
			【歳出】 (教育費・中学校費・教育振興費) ・図書購入費	250	・寄附者の意向に沿い中学校図書館図書を購入するもの
科学博物館	291,588	291,038	【歳入】 (国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金) ・遺跡発掘調査費補助金 ・堤下遺跡発掘調査事業	△ 768	・県長岡地域振興局からの依頼を受け、県営ほ場整備事業(寺泊年友地区)地内に所在する堤下遺跡の発掘調査について、工事に先立ち今年度に調査を実施する予定だったが、工事が延期されたことにより今年度の調査が不要になったため、減額するもの
			(県支出金・県補助金・教育費補助金) ・遺跡発掘調査費補助金 ・堤下遺跡発掘調査事業	△ 230	
			(諸収入・受託事業収入・教育事務受託収入) ・遺跡調査受託収入 ・堤下遺跡発掘調査受託収入	△ 29,184	・大河津分水路低水路掘削事業地内(寺泊蛇塚地内)に所在する遺跡について、開発事業者である国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所からの受託事業として、工事に先立ち発掘調査を行い、遺跡の内容を記録保存するため、増額するもの
			・遺跡調査受託収入 ・大河津分水路発掘調査受託収入	321,770	
【歳出】 (教育費・社会教育費・社会教育総務費) ・堤下遺跡発掘調査事業費 ・旅費 ・需用費(その他の消耗品費) ・発掘調査支援業務委託料	△ 47 △ 19 △ 30,701	・県長岡地域振興局からの依頼を受け、県営ほ場整備事業(寺泊年友地区)地内に所在する堤下遺跡の発掘調査について、工事に先立ち今年度に調査を実施する予定だったが、工事が延期されたことにより今年度の調査が不要になったため、減額するもの			
・大河津分水路発掘調査事業費 ・旅費 ・蛇塚竹ヶ花遺跡発掘調査業務委託料	35 321,770	・大河津分水路低水路掘削事業地内(寺泊蛇塚地内)に所在する遺跡について、開発事業者である国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所からの受託事業として、工事に先立ち発掘調査を行い、遺跡の内容を記録保存するため、増額するもの。 なお、年度内の事業完了が見込めないため、明許繰越をするもの			

令和7年9月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課名	歳入 補正額	歳出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説明
子ども 政策課	3,889	139,792	【歳入】 (諸収入・雑入・過年度収入) ・過年度収入 ◦ 令和6年度国・県負担金精算金 ◦ 令和6年度国・県補助金精算金	46 11 3,066 766	過年度事業費の確定に伴う精算金 ・ 令和6年度児童手当国庫交付金(特例給付分) ・ 令和6年度児童手当県交付金(特例給付分) 過年度事業費の確定に伴う精算金 ・ 令和6年度出産・子育て応援交付金 ・ 令和6年度新潟県出産・子育て応援交付金
			【歳出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 ◦ 国に対する返還金 ◦ 県に対する返還金	713 125,331 13,748	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・ 令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費補助金 ・ 令和6年度児童手当交付金 ・ 令和6年度児童手当交付金
こども家庭 センター	0	223	【歳出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 ◦ 国に対する返還金 ◦ 県に対する返還金	33 12 161 17	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・ 令和6年度地域生活支援事業費等補助金 ・ 令和6年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・ 令和6年度市町村う蝕予防事業補助金 ・ 令和6年度地域生活支援事業費等補助金

令和7年9月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課名	歳入補正額	歳出補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説明
保育課	52,253	34,001	【歳入】 (諸収入・雑入・過年度収入) ・過年度収入 ◦ 令和6年度国・県負担金、県補助金精算金 (諸収入・雑入・雑入) ・雑入 ◦ 過年度分補助金返還金	31,083 13,758 6,083 1,324 5	過年度事業費の確定に伴う精算金 ・ 令和6年度子どものための教育・保育給付交付金 ・ 令和6年度新潟県子どものための教育・保育給付交付金 ・ 令和6年度新潟県施設型給付費地方単独費用県補助金 ・ 令和5年度保育対策総合支援事業費補助金 ・ 令和5年度(令和4年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)
			【歳出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 ◦ 国に対する返還金 ・県に対する返還金	4,004 245 1,303 546 13,195 1,484 4 1,500 10,562 1,158	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・ 令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金 ・ 令和6年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・ 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金 ・ 令和6年度(令和5年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金 ・ 令和6年度(令和5年度からの繰越分)就学前教育・保育施設整備交付金 ・ 令和6年度(令和5年度からの繰越分)保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金 ・ 令和5年度(令和4年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額) ・ 令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金 ・ 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金 ・ 令和5年度保育対策総合支援事業費補助金
合計	347,980	465,304			

繰越明許費

(単位：千円)

課名	歳入	歳出	事業名及び事業の概要	繰越額	説明
科学博物館	321,770	321,770	【歳入】 (諸収入・受託事業収入・教育事務受託収入) ・遺跡調査受託収入 ・大河津分水路発掘調査受託収入	321,770	・発掘調査対象面積が広大であり、年度内の事業完了が見込めないことから、予算を次年度に繰り越すもの
			【歳出】 (教育費・社会教育費・社会教育総務費) ・大河津分水路発掘調査事業費 ・蛇塚竹ヶ花遺跡発掘調査業務委託料	321,770	
合計	321,770	321,770			